社会福祉法人桑名市社会福祉協議会
女性活躍推進行動計画

女性職員を含めたすべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図ることができるような働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　令和７（2025）年４月１日～令和 12（2030）年３月 31 日
（５年間）

２．目標と取組内容・実施時期

目標１：女性労働者を各区分にて５０％以上採用する。

〈取組内容〉

●現在でも、正規職員、嘱託職員、パート職員の各区分において、女性労働者の採用が 50%以上となっているが、引き続き、各採用区分にてその水準を維持し、女性が活躍できる職場づくりに取り組みます。

●令和７年４月～　職員募集の際に、働きやすい環境であることをホームページ等で周知する。
（休日、子の看護休暇、育児・介護休暇等の取得状況など）

目標２：有給休暇取得率を各区分にて７０％以上にする。

〈取組内容〉

●現在でも、全体では７０％近くの取得率となっているが、正規職員、嘱託職員、パート職員の各区分にて７０％以上を目標とする。併せて、勤務場所単位でも、７０％以上を目標とし、いずれの勤務場所でも有給休暇がより取得しやすい環境を目指す。

●令和７年４月～　四半期ごとに取得率を把握し、経営会議等にて共有する。
勤務場所（部署）にて取得率の差異が大きい場合はその要因を分析し、必要に応じ業務の見直し等を行う。